

## 入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和元年（2019年）7月8日

下関市上下水道事業管理者  
上下水道局長 松崎 淳志

- 1 件名  
ガスクロマトグラフ 1式
- 2 納入場所  
下関市上下水道局下水道施設課 管理棟一階 水質試験室
- 3 仕様等  
別紙「仕様書」のとおり
- 4 納入期限  
令和元年11月29日まで  
ただし納品は令和元年10月1日以降に行うこと。
- 5 入札条件  
本物品の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿で業種（中分類）の「薬品・検査用品」に登録され、地域区分が「市内」「準市内1」「準市内2」の何れかであること。
  - (3) この公告の日から本物品の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始

の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

## 6 申請方法

下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領に定める入札参加資格確認申請書（物品購入）（様式第1号）を下関市上下水道局経営管理課にファクシミリを使用して申請すること。

（FAX 番号 0 8 3 - 2 3 1 - 3 3 3 8）

## 7 申請書提出期限

令和元年 7 月 8 日（月）午前 9 時から

令和元年 7 月 1 2 日（金）午後 5 時まで

## 8 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和元年 7 月 1 6 日（火）までにファクシミリにより通知する。承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

## 9 質問の方法

ファクシミリによること。（FAX 番号 0 8 3 - 2 3 1 - 3 3 3 8）

質問の期限は、令和元年 7 月 1 7 日（水）午後 5 時までとする。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に回答する。

## 10 契約条項を示す場所及び日時

### (1) 契約条項を示す場所

下関市上下水道局経営管理課

### (2) 日時

令和元年 7 月 8 日（月）午前 9 時から

令和元年 7 月 1 2 日（金）午後 5 時まで

## 11 入札日時等

(1) 入札日時 令和元年 7 月 1 9 日（金）午前 1 0 時 0 0 分

(2) 入札場所 下関市上下水道局 入札室

## 12 入札保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

### 13 契約保証金

下関市上下水道局会計規程による。ただし、下関市上下水道局会計規程第193条の規定に該当する場合は免除とする。

### 14 入札書に記載する金額

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。

### 15 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局経営管理課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 初度入札において落札候補者がいない場合は、再度入札を行う。再度入札は、2回までとする。
- (8) 同等品で応札する場合は、入札日の前日までに、経営管理課において同等品の確認を受けること。
- (9) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

# 仕 様 書

1. 件名 ガスクロマトグラフ 1式
2. 設置場所 下関市上下水道局下水道施設課 管理棟一階 水質試験室  
(下関市大字垢田字洞の上)
3. 納入期限 令和元年11月29日まで  
ただし納品は令和元年10月1日以降とすること。

## 4. 概要

本仕様書に示すガスクロマトグラフは、下水又は下水脱水汚泥中のポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）及び有機リン化合物について分析するものである。各項目は、表1に示す測定方法で測定することができ、再現性に優れ、高い精度の分析が可能な装置一式とする。

表1

分析項目	測定方法
PCB	JIS K 0093 に定める方法又は昭和46年12月28日環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
有機リン化合物	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法

## 5. 装置構成

- (1) ガスクロマトグラフ本体 1台
- (2) 電子捕獲検出器（ECD）（表示付認証機器であること） 1台
- (3) 炎光光度検出器（FPD） 1台
- (4) クロマトグラフ用データ処理装置 1台
- (5) 付属品 1式

## 6. 性能に関する要件

- (1) ガスクロマトグラフ本体
  - ア 据付条件
    - ・幅550mm×奥行640mm×高さ900mmの範囲で設置可能であること。

- ・ AC100V 20A 60Hz で使用可能であること。
- イ カラムオープン
- ・ 槽内温度を一定に保持でき、かつ温度設定範囲は 140℃～250℃を満たし、0.1℃ステップで設定が可能であること。
  - ・ オープン内は、幅 250mm×奥行 175 mm×高さ 360 mm以上であること。
  - ・ 40mm ピッチのガラスカラムを 2 本以上収納可能であること。
- ウ キャリアガス制御
- ・ キャリアガスについては、99.999%以上の窒素ガスを使用し、定流量又は定圧力でデジタル制御可能なこと。
- エ 試料導入部
- ・ 温度設定範囲は 170℃～250℃を満たし、1℃ステップで設定が可能であること。
  - ・ サンプルの導入が正確に行えること。
  - ・ ガラスカラムに対応した注入口であること。
  - ・ 注入口は 2 つ以上設けること。
- オ 検出器
- ・ 検出器温度設定範囲は、150℃～250℃を満たし、1℃ステップで設定が可能であること。
  - ・ ガスクロマトグラフ本体に、以下の 2 つの検出器を搭載すること。
- (a) 電子捕獲検出器 (E C D)
- ・ 測定項目は P C B とする。
  - ・ 最小検出量 0.1pg/s (γ-BHC)
  - ・ 表示付認証機器であること。
- (b) 炎光光度検出器 (F P D)
- ・ 測定項目は有機リン化合物とする。
  - ・ リン分析用のフィルターを備えていること。
  - ・ 最小検出量 0.5pgP/s (トリブチルフォスフェート)
- カ その他
- ・ 本体には、クロマトグラム、カラムオープン温度、注入口温度及び検出器温度をデジタルで表示できるディスプレイがあること。
  - ・ 自己診断機能等により装置が正常に稼働しているか確認できること。

## (2) クロマトグラフ用データ処理装置

上記(1)の本体と接続でき、クロマトグラム、保持時間、ピーク面積又はピーク高さ等を正確に測定・記録できるものとする。

### ア 据付条件

- ・幅 400 mm×奥行 400 mmの範囲で設置可能であること。
- ・AC100V 20A 60Hz で使用可能であること。

### イ プリンタ

- ・感熱方式であること。
- ・記録には、ロール紙(幅 210mm)を使用できること。

### ウ その他

- ・ハードウェア及びソフトウェアのバリデーション機能を有していること。
- ・本体メモリ容量 1MB 以上であること。SD カードによるデータ保存にも対応すること。
- ・日本語による操作説明書が付属されていること。

## (3) 付属品(標準装備品を含む)

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| ・ガスクロマトグラフ消耗部品           | 1 式 |
| ・上記の(1)と(2)を接続するために必要な部品 | 1 式 |
| ・クロマトグラフ用データ処理装置消耗部品     | 1 式 |
| ・有機リン測定用パックドカラム          | 1 本 |
| ・PCB測定用パックドカラム           | 1 本 |

## 7 電気設備

電気設備は、既存の電気設備を使用すること。ただし、性能上又は設置上で必要となる十分な電気容量が得られない等の場合は、必要な電気工事を行うこと。

## 8 ガス配管

ガス配管は、既存の配管を使用すること。必要があれば、調圧器及び部品を交換すること。

## 9. サポート体制

- (1) 装置に不具合、故障が生じた場合、修繕等の対応が可能であること。
- (2) 消耗品及び部品の提供を5年以上行えること。
- (3) 本装置の操作及び維持管理に関する日本語のマニュアルを付属すること。

## 10. 注意事項

- (1) 納入の日程は、下関市上下水道局（以下「発注者」という。）担当者との打合せにより決めること。
- (2) 機器の搬入から据付調整までを行うこと。装置の正常稼働に必要な機器接続配線及びガス配管を含むこと。
- (3) 納入設置後、担当者立会いのもと、正常に作動することを確認すること。
- (4) 発注者に対し、操作方法及び保守点検方法について必要な研修を行うこと。
- (5) 納入時に必要な機材は、受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、発注者及び第三者に損害を与えたときはその損害を賠償すること。
- (7) その他、疑義が生じた場合は、担当者の指示に従うこと。

## 11. 参考機種

- (1) ガスクロマトグラフ本体  
株式会社島津製作所製 GC-2014A
- (2) クロマトグラフ用データ処理装置  
株式会社島津製作所製 C-R8A